

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年6月の介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算が改定され、当法人においても算定を行っています。

当該加算算定要件は、①月額賃金改善要件 ②キャリアパス要件 ③職場環境等要件 ④見える化要件の4つです。

上記のうち、④の見える化要件とは介護職員等処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、自社のホームページ等を活用して公表していることとされています。

加算の取得状況

当法人の各事業所における加算の取得状況につきましては、以下のサービスにより公表しています。

介護サービス情報公表システム

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/33/index.php?action_kouhyou_pref_search_list_list=true

処遇改善に関する具体的な取組み内容

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取組みを行っています。

入職促進

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）を行っています。
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施をしています。

資質の向上

- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入をしています。

多様な働き方の促進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備を行っています。
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備を行っています。

業務改善の取組

- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などの他、経理や労務などを含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化。

やりがい・働きがいの醸成

- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流等を実施しています。
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会を設けています。